

「施策」総括表

施策展開	2-(5)-ア	米軍基地から派生する諸問題への対応		
施策	①米軍基地から派生する事件・事故の防止	実施計画掲載頁	145頁	
対応する主な課題	○米軍の演習等に関する事件・事故、米軍人等による犯罪や交通事故などは、直ちに県民の生活に大きな影響を及ぼすことから、人権教育・安全管理の強化など、より一層の網紀肅正を図るとともに、再発防止策の実効性の検証を含め、抜本的な対策を講ずる必要がある。			
関係部等	知事公室			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	日米両政府への要請活動 (知事公室基地対策課)	27,686	順調	○日米両政府に対して基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請(平成28年9月、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会(軍転協))や日本政府に対して、日米地位協定の改定等についての要請(平成28年7月25日、渉外関係主要都道府県知事連絡会議(渉外知事会))を行い、沖縄県の考えを伝達した。(1)
2	国民的議論の喚起 (知事公室基地対策課)	92,147	順調	○渉外知事会、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会(軍転協)と連携し、あらゆる機会を通じて、日本政府に対し沖縄の基地負担の現状を訴えてきた。全国知事に設置を提案した沖縄の米軍基地負担軽減を協議する場について、関係機関と調整を進めた結果、「米軍基地負担に関する研究会」が設置された。また、沖縄の米軍基地問題について全国的な理解を促進するために、パンフレット作成した。(2)
3	ワシントン駐在員の配置 (知事公室基地対策課)	66,577	順調	○知事訪米の対応、基地問題に関する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を行った。また、ホームページにて、ワシントン駐在の概要、活動内容等を掲載している。FARA(外国代理人登録法)に基づき、連邦議会関係者等への意見交換を行うなどの活動について、FARAへ定期的に報告(年2回)を行った。(3)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
米軍関係の事件・事故件数	116件 (26年)	92件 (27年)	99件 (28年)	→	—
米軍構成員等による犯罪	29件、27人 (26年)	34件、42人 (27年)	23件、28人 (28年)	→	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

・日米両政府への要請活動について、軍転協や渉外知事会として、日米地位協定の見直しを含めて日米両政府に要請し、実効性のある再発防止策を講じるよう求めているが、未だ事件・事故が発生している。

・ワシントン駐在の配置について、FARAに報告する活動の他にも、沖縄コレクションの図書の充実化支援やマスコミへの取材対応、米国の県人会の記念イベントの参加など、基地問題以外の交流・広報活動にも幅を広げている。また、県民に対する情報発信として、ワシントン駐在の活動内容をできる限り掲載するなど、ホームページの充実化を図るとともに、平成28年12月より英語版ホームページを開設し、米国民に向けて、沖縄の基地問題をはじめとする沖縄の現状について情報発信している。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

・日米両政府への要請活動について、平成28年4月に発生した事件を契機として、政府は、沖縄県における犯罪抑止に向けてパトロール等を行っている。また、平成29年1月には、軍属の範囲を明確化するため、日米両政府間で補足協定が締結された。

・国民的議論の喚起について、全国知事会において「米軍基地負担に関する研究会」が設置されるなど、国内において沖縄県の米軍基地問題に対する理解が広がりとつあると考えている。

・ワシントン駐在の配置について、知事訪米で訴えた沖縄の現状や沖縄県の主張について、連邦議会議員へ影響力のある連邦議会調査局の報告書として発表された。また、米側においても、連邦議会議員等から沖縄の基地問題について情報を求める声もあり、沖縄への関心が高まりつつある。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

・日米両政府への要請活動について、米軍人等による事件・事故については、1件たりともあってはならないと考えており、真に実効性のある再発防止策のあり方を米軍側において検討する必要があることから、今後も要請等を通じて強く働きかけていく。また、政府及び米軍、県の三者で、米軍基地に起因する事件事故の再発防止策などを話し合う、新たな協議会の設置を引き続き政府に要請する。

・国民的議論の喚起においては、沖縄の米軍基地問題について、引き続き全国知事会や渉外知事会、軍転協と連携して訴え続けるとともに、これらの取り組みと連携したパンフレットやホームページの活用のほか、国外に対しても英語版パンフレットを作成するなど、幅広い情報発信について検討を行う。

・ワシントン駐在の配置について、これまでの駐在員活動による連邦議会調査局等とのネットワークに加え、知事訪米で得られた連邦議会議員等を通じた情報提供等を強化し、沖縄の基地問題について、理解の促進を図っていく。また、基地問題以外の交流・広報活動にも幅を広げ、沖縄の実情についての情報発信を強化していく。あわせて、ホームページによる活動報告や英語版ホームページの充実や英語版パンフレットの作成なども含めて、効果的な情報発信を努めていく。

「施策」総括表

施策展開	2-(5)-ア	米軍基地から派生する諸問題への対応		
施策	②米軍基地の運用に伴う環境問題への対応	実施計画掲載頁	146頁	
対応する主な課題	○米軍航空機騒音については、嘉手納飛行場周辺や普天間飛行場周辺で環境基準を超過しており、基地公害についても、油流出事故による土壌汚染や水質汚濁が発生するなど、県民の生活環境や健康に影響を及ぼしている。			
関係部等	環境部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	米軍基地航空機騒音監視調査事業 (環境部環境保全課)	7,768	順調	○嘉手納・普天間飛行場周辺において、関係市町村と連携し、固定測定局36地点で航空機騒音を測定した。(1)
2	基地排水水質等監視調査費(委託事業) (環境部環境保全課)	3,515	順調	○米軍基地内から排出される排水等の調査分析を4施設・区域10地点で行った。(公共水域 4施設 10地点 20回)(2)
3	基地排水水質等監視調査費 (環境部環境保全課)	2,121	順調	○米軍基地周辺における公共用水域等11施設17地点1海域で水質等の調査・分析を行った。(公共用水域 6地点 12回、地下水 8地点 8回、水底を構成する物質 3地点 3回、魚類 1海域)(3)
4	米軍施設環境対策事業 (環境部環境政策課)	186,028	順調	○学識経験者等から成る検討委員会及び各分野の専門的事項を検討する専門部会を設置し検討を進め、沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン及び米軍基地環境カルテを作成した。(4)
5	基地環境対策推進事業 (環境部環境政策課)	1,954	順調	○関係市町村等と米軍基地に関する意見交換を行うとともに、資料と情報の収集についての協力を受けた。また、米軍に対して情報収集のために適宜連絡を取った。その他、米軍基地から派生する環境問題に対応するための環境調査(キャンプ・キンザー付近における鉛調査)等を行った。(5)
6	航空機騒音低周波音広域測定事業 (環境部環境保全課)	12,341	順調	○平成27年度の調査結果を解析し、普天間飛行場周辺の騒音分布状況を把握できた。また、映像収録機能を追加整備し、自動測定システムの拡充を図ることができた。(6)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	基地排水における排水基準達成率	88% (22年度)	100% (25年度)	100%	12ポイント	100% (25年度)
	状況説明	委託事業の内容に変更が生じたため、下水処理施設が調査対象外となり、H26年度以降実績値が得られていないが、基地周辺公共用水域等の調査結果では、基地に起因すると考えられる基準値超過はみられなかった。				
2	基地周辺公共用水域における環境基準達成率	100% (22年度)	100% (28年度)	100%	—	95% (27年度)
	状況説明	基地周辺における公共用水域について、環境基準の超過はみられなかった。今後も基地排水水質等監視調査費を実施することにより、異常値の把握と事故時の速やかな対応に努める。				

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
航空機騒音環境基準達成率	53% (21年度)	72% (27年度)	75% (28年度)	19ポイント	79.8% (27年度)
3 状況説明	平成27年度の航空機騒音測定結果によると、嘉手納飛行場周辺の環境基準類型指定された19測定局中8局で、普天間飛行場周辺の13測定局中1局で環境基準値を超過しており、周辺地域住民の生活環境に大きな影響を与えている。成果指標の達成見込みについては、近年新設された測定局において環境基準値内であったことにより、全体として平成28年度目標値に近づいている。しかし、環境基準値を超過した9地点については、以前から基準値超過の状況が継続しており、基準達成については、米軍機の運用に大きく左右されるため、見通しが立たない状況である。県としては、航空機騒音の軽減について米軍等関係機関に対し、粘り強く要請していく。				

(2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
基地周辺公共用水域等調査の環境基準等達成率	79% (26年度)	89% (27年度)	95% (28年度)	↗	95% (27年度)
普天間飛行場周辺における航空機騒音環境基準達成率	92% (25年度)	92% (26年度)	92% (27年度)	→	76% (26年度)

III 内部要因の分析 (Check)

- ・米軍基地航空機騒音監視調査事業の航空機騒音の監視については、米軍機の運用状況等により変動する航空機騒音が対象であることから、広域的な監視測定等について米軍飛行場周辺の関係市町村との協力が必要不可欠である。
- ・米軍施設環境対策事業におけるガイドラインの運用にあたっては、その内容について関係機関へ周知するとともに適正な運用を推進する必要がある。カルテについては記載内容の更なる充実化を図る必要がある。同時に、米軍基地環境問題及びそれに係る各種調査結果について、正しくかつ分かりやすく伝える必要がある。
- ・基地環境対策推進事業について、米軍基地由来の環境問題が発生した際、迅速かつ適切な対応を行うためには、国・県・市町村の役割を明確にするとともに、汚染調査の手法や浄化対策に係る対応方針を整備する必要がある。そのため、環境保全のあらたな仕組みを適切かつ継続的に運用していき、関係市町村との連携の強化や情報の共有化を図るとともに、基地及びその周辺地域における環境情報の収集に努める必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

- ・米軍基地航空機騒音監視調査事業について、米軍飛行場周辺の航空機騒音は、米軍機の運用状況等により変動するため、米軍が日米合同委員会で合意された航空機騒音規制措置を厳格に遵守することが必要不可欠である。
- ・基地排水水質等監視調査費(委託事業)については、日米合同委員会の合意に基づき、環境省からの委託を受け実施するため、調査地点や事業の進行等について同委員会の動向に左右される。合意の時期によっては、調査の実施期間の短縮や、事業計画や調査結果に影響を及ぼすおそれがあるため、環境省との連携が重要となる。
- ・基地排水水質等監視調査費について、環境補足協定により、米軍基地で環境に影響を及ぼす事故が発生した場合に立入手続きの作成及び維持が定められた。米軍基地の事故等による環境汚染が発生した場合に備え、環境省や県基地環境特別対策室との情報交換や連携を図る必要がある。
- ・航空機騒音低周波音広域測定事業について、MV-22オスプレイの配備に伴い、普天間飛行場周辺の住民等から「従来のヘリ等に比べ、重低音を感じる」等の苦情があり、低周波音による健康影響等が懸念されている。国において低周波音に係る環境基準が設定されておらず、航空機からの低周波音に関する知見も少ない。そのため、国に対して基準策定を要望しつつ、評価基準となる情報収集を行っていく必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

- ・米軍基地航空機騒音監視調査事業の航空機騒音の監視については、航空機騒音に係る検討会を継続して実施し、関係市町村と十分に情報の共有を図り、連携体制を維持することでよりの確な航空機騒音の実態を把握する。これらの調査結果を積み重ね、米軍等関係機関に対し、航空機騒音の軽減要請を粘り強く継続していく。
- ・基地排水水質等監視調査費(委託事業)について、水質監視上、適正なスケジュールで調査分析を行うために、環境省へ県側の意見を申し伝え、連携を図る。そして、本事業が出来るだけ早期に開始されること、また、基準超過があった場合の速やかな原因究明と再調査による改善を実施するため、日米間で綿密に連携することが必要である。今後も日米両政府に対し水質汚染防止について適切に対応するよう求める。加えて、調査箇所等の選定理由や実施の必要性についても環境省へ丁寧に説明していく。
- ・基地排水水質等監視調査費について、基地に由来すると思われる環境汚染等が確認された場合には、県民の健康保護、県土の環境保全等が迅速かつ適切に実施されるよう、環境省や県基地環境特別対策室と連携し、改善要求や再調査等を行う。
- ・米軍施設環境対策事業について、米国立公文書館等、公的機関における在沖米軍基地に関する資料の収集を行うとともに、米軍基地内への返還前立入調査を行い、自然環境の現況を把握する。また、基地環境問題等に関する情報を正しく分かりやすく伝える人材を育成するための研修会及び講習会を開催する。
- ・基地環境対策推進事業については、ネットワークを構築し、国、県、市町村の役割を明確にするために、米軍の環境担当部局及び関係市町村との連携の強化に繋がる取組を実施する。
- ・航空機騒音低周波音広域測定事業について、自動測定システムにより得られた低周波音のデータを国に提示し、環境基準等の策定の検討について要請を行う。

「施策」総括表

施策展開	2-(5)-イ	戦後処理問題の解決		
施策	①不発弾処理対策の推進	実施計画掲載頁	147頁	
対応する主な課題	○沖縄県の不発弾処理重量は全国の約4割を占めており、今なお約2,100トンの不発弾が埋没していると推計されている。不発弾から県民の生命・財産を守るため、その早期処理を図ることが重要課題となっている。			
関係部等	知事公室			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
No.	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	広域探査発掘加速化事業 (知事公室防災危機管理課)	1,698,741	やや遅れ	○市町村と連携し、市町村のホームページや広報誌等で情報提供を行うとともに、県のホームページへの掲載やパンフレットの配布を実施した。市町村経由で住民等への要望調査を年2回実施し、要望に基づき磁気探査及び発掘を2回行ったが、傾斜地や伐採を多く必要とする箇所等の磁気探査が出来ない箇所が多く、やや遅れとなっている。(1)
2	市町村支援事業 (知事公室防災危機管理課)	201,180	順調	○市町村事業の単独公共工事における不発弾等の探査・発掘等23件、発見された不発弾等の安全化処理対策40件を実施した。(2)
3	住宅等開発磁気探査支援事業 (知事公室防災危機管理課)	645,934	順調	○磁気探査の必要性や磁気探査実施後の安全性等について周知を図るため、関係機関や建設業者を対象とした磁気探査研修会において説明を行った。民間による住宅等の開発箇所における不発弾等探査費161件を補助した(24市町村)。(3)
4	不発弾等対策安全事業 (知事公室防災危機管理課)	302	順調	○被災者支援を目的に設置している沖縄県不発弾等対策安全基金の運用を行った。平成28年度は不発弾等の爆発事故が発生しなかったため、被災者等への支援については実施しなかった。(4)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

No.	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	埋没不発弾量(推計)	約2,100トン (23年)	約1,985トン (28年)	約1,950トン (28年)	約115トン	—
	状況説明	不発弾の磁気探査は順調に推進しているが、不発弾の埋没箇所は特定ができないことから、埋没不発弾量については、平成28年の実績値は1,985トンで基準値から約115トン改善されたものの、目標値の達成はできなかった。埋没不発弾量の減少に向け更なる事業周知が不可欠である。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
市町村事業件数 発見弾数	24件 9発 (26年度)	32件 1発 (27年度)	23件 109発 (28年度)	→	—
民間による住宅等の開発等の 不発弾等の探査・発掘 補助件数	120件 (26年度)	128件 (27年度)	161件 (28年度)	↗	—
基金残高	870,180千円 (26年)	870,480千円 (27年)	870,783千円 (28年)	↗	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

- ・広域探査発掘加速化事業については、住民等からの探査要望に基づき実施する事業であるため、要望者への事業の周知が必要となる。
- ・市町村支援事業は、市町村の単独事業に付随して行われるため、県・市町村(事務担当と工事担当)で単独事業の進捗に係る調整を図る必要がある。
- ・住宅等開発磁気探査支援事業について、補助金交付申請の審査にあたっては、審査業務にあたる技術支援員3名が入札により決定するため、毎年技術支援員が入れ替わり、年度初めに支障が生じる。また、県側の業務を執行する上で、組織体制の強化を図る必要がある。
- ・不発弾等安全対策事業については、不発弾爆発事故が発生した場合、市町村及び関係団体との連携が重要となる。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

- ・広域探査発掘加速化事業については、不発弾等の探査・発掘には、住民からの申し込みを受けてから探査完了まで1年程度日数を要することや磁気探査が出来ない箇所の説明を行い、住民が理解のうえ申し込みする必要がある。
- ・市町村支援事業については、市町村の単独事業の遅れにより、執行に影響がある。
- ・住宅等開発磁気探査支援事業については、申請者の申請書作成(図面作成、数量等の拾い出し、適正な見積り等)がスムーズになったことにより、交付決定までの期間が短縮され、申請件数が増となった。大型の店舗や病院等の、1件あたりの金額が大きい磁気探査の申請が増えた。
- ・不発弾等安全対策事業については、被害者への支援及び損害家屋等への支援など住民の生活に直結しており、迅速な対応が求められる。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

- ・広域探査発掘加速化事業については、要望者が必要な時期に必要な情報が得られるよう、事業周知のための広報を実施するとともに、市町村の広報誌及びホームページを活用した広報を行う(年1回から3回程度)等、引き続き市町村とも連携して取り組む。また、引き続き、市町村担当者から申請者に対し、申し込みから探査完了まで1年程度日数を要する旨を説明し、理解を得た上で申し込みを行ってもらう。
- ・市町村支援事業については、市町村説明会等において、沖縄県市町村支援事業補助金交付要綱・同事務要領の周知徹底を図り、適切な時期に補助金交付申請を行うよう引き続き指導する。また、認可ヒアリング等の際は、引き続き、各市町村防災担当課と工事担当課の双方の参加を求め、両担当者間の情報共有を促進し、事業実施の体制を整える。さらに、事業実施から完了にかけて、市町村防災担当課と工事担当課との連携を密にするよう、引き続き、助言・指導を行う。
- ・住宅等開発磁気探査支援事業については、全県的に事業促進するため、市町村関係者への説明会(年1回)を行い、住宅等磁気探査計画段階での事前相談の周知を図っており、引き続き実施する。また、磁気探査の必要性や磁気探査実施後の安全性等について周知を図るため、リーフレットを作成するとともに、関係機関への説明及び建設業者への磁気探査研修を引き続き実施する。あわせて、市町村の担当者に対し、住宅等磁気探査事業制度が個人負担がないことをアピールしてもらうよう働きかける。受け付けは、市町村経由で受付表を県にFAX送信するなど事務の円滑化を図るため引き続き実施する。
- ・不発弾等安全対策事業については、住民避難等を含めた事前の対策を市町村がスムーズに行えるよう補助の拡充を図る一方、不発弾爆発事故が発生した場合の被害の状況把握のため、事前の損害調査等を必要に応じて行うよう引き続き助言する。また、不発弾爆発事故の被害を最小限に止めるため、引き続き市町村主催の不発弾処理会議において地域関係者への説明を行い、住民の不発弾に対する意識を高め、被害等の未然防止に努める。あわせて、日頃から不発弾に対する住民の関心を高めるよう、引き続き新聞や自治会広報誌等を利用した広報活動に努める。

「施策」総括表

施策展開	2-(5)-イ	戦後処理問題の解決		
施策	②所有者不明土地問題の抜本的解決	実施計画掲載頁	148頁	
対応する主な課題	○沖縄戦で公簿・公図が焼失したため所有者が判明しない所有者不明土地については、戦後70年近くを経過し、所有者の特定が難しくなっており、抜本的解決が求められている。			
関係部等	総務部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	所有者不明土地調査事業 (総務部管財課)	185,798	やや遅れ	○所有者探索に一部民間委託を導入し、本格調査(全筆調査)として、測量調査(503筆)、所有者探索(790筆)を実施したが、当初予定していた平成28年度末までの調査終了は困難な状況である。(1)
2	抜本的解決策の検討 (総務部管財課)		やや遅れ	○内閣府との意見交換及び所有者不明土地実態調査に参加している市町村とのWG会議を通じて、現況把握及び課題整理等を行ったが、具体的な解決策を取りまとめるには至らなかった。(2)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	所有者不明土地管理解除率(累計)	21.8% (742筆) (23年度)	22.8% (800筆) (28年度)	24.4% (832筆)	1.0ポイント (58筆)	—
1	状況説明	平成28年度における所有者不明土地の累計管理解除率は22.8%(800筆)であり、地元精通者・古老の減少等により所有者不明土地の返還に向けた有力情報の入手がより困難となっているため、平成28年度目標値は達成できなかった。今後も所有者不明土地を真の所有者に返還するという立場に変わりはないため、測量調査による現状把握及び真の所有者の探索を継続して行うとともに、国に対し所有者不明土地問題の抜本的解決を求めていく。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
所有者不明土地管理解除率	22.4% (787筆) (26年度)	22.7% (796筆) (27年度)	22.8% (800筆) (28年度)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

・所有者探索について、平成27年度から民間委託を導入し加速化(H26は180筆→H27は720筆、H28は790筆)を図ることができたが、当初予定していた平成28年度末までに調査を終了させることはできなかった。
 ・所有者不明土地は27市町村に点在し、1筆のみの市町村もあれば約1,000筆が所在する市町村もあり、同問題への取組への対応状況は市町村毎に異なる。

IV 外部環境の分析 (Check)

・戦後70年余が経過し、所有者不明土地周辺風景の変化や住民の移り変わりにより当時の状況を確認できる隣接地主や地元精通者・古老の追跡自体も困難な状況にある。所有者不明土地の返還に向けた有力情報の入手は難しくなっており、真の所有者探索は時間の経過とともにさらに困難になることが予想される。
 ・所有者探索について、平成27年度から民間委託を導入し加速化(H26は180筆→H27は720筆、H28は790筆)を図ることができたが、調査筆数の増に比例して大量の登記簿謄本、戸籍謄本及び住民票謄本を各関係機関から取得するに当たり多くの期間を要したことから、これ以上の加速化(調査筆数の増)は見込めない状況にある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

・所有者探索について、資料収集先となる県関係機関、市町村及び法務局に対して引き続き協力を依頼するなど実態調査への理解を深めつつ、早期の資料収集に努めるとともに、民間委託実施分に関しては、平成28年度の実施状況を踏まえ、発注単位の見直しなど効率的かつ効果的な実施方法について更に検討を進める。
 ・県としては、国、県、市町村間の連携強化、所有者不明土地の現況把握及び課題整理等を一層推進するため、立法措置等の抜本的解決策について、引き続き関係市町村との意見交換を進めるとともに、国が早期に解決策の検討作業に取り組めるよう、必要に応じて会議の開催や個別協議を行い沖縄側の意見集約を図るなど、解決策の検討に向けた環境整備を推進する。

「施策」総括表

施策展開	2-(5)-イ	戦後処理問題の解決		
施策	③沖縄戦没者の遺骨収集	実施計画掲載頁	148項	
対応する主な課題	○沖縄戦没者の遺骨収集については、毎年約100柱が収骨されているが、遺族や戦争体験者等の高齢化により情報収集が難しくなっていることから、遺骨情報の一元化やボランティア団体への支援など、組織的・計画的な取り組みによる遺骨収集の加速化が求められている。			
関係部等	子ども生活福祉部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	遺骨収集情報センターの活用 (子ども生活福祉部平和援護・男女参画課)	13,399	順調	○遺骨収集を行っている団体やボランティア等から収骨・未収骨情報を収集するとともに、名護市大浦崎に存在した大浦崎収容所での生活体験者や状況を知る者から当時の収容所及び埋葬地の状況について聞き取り調査を実施した。(1)
2	民間ボランティア団体等の活動支援 (子ども生活福祉部平和援護・男女参画課)	1,854	順調	○遺骨収集を目的とする民間団体やボランティアに対する活動支援(車両燃料代、弁当代等を支援)を行った。(2)
3	一元化された未収骨情報による遺骨収集の加速化 (子ども生活福祉部平和援護・男女参画課)	—	順調	○関係者よりよせられた戦没者未収骨壕等調査の結果に基づき、埋没壕等の危険を伴う現場での遺骨収集を厚生労働省に要請した。(3)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	沖縄戦没者収骨状況	毎年100柱程度	22柱 (H28年)	遺骨収集の加速化	△78柱	—
1	状況説明	未収骨情報の整理や、遺骨収集ボランティアの支援団体数の増加等遺骨収集の加速化に向けた取組を行った。平成28年度の収骨数は22柱となり、平成28年度は基準値(毎年平均100柱程度)より減少する結果であった。平成28年度は、これまで遺骨収集ボランティアとして活動されていた方々が高齢化のため引退されたこともあり、収骨数が減少した。未収骨情報を集中的に管理しボランティア団体等との連携を密にすることにより、埋没壕等危険場所の情報があれば速やかに厚生労働省に遺骨収集を依頼し、H29年の目標である遺骨収集の加速化を今後とも進めていく。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> ・これまで遺骨収集ボランティアとして活動されていた方々が高齢化のため引退されている。 ・今後とも精度の高い未収骨情報を地域住民や市町村から収集し、民間団体やボランティア団体等に対して当該情報を提供していく必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> ・これまで蓄積された収骨情報をもとに、収骨済箇所の整理を行っているが、既に収骨が終了したと思われた箇所からも、新たな遺骨が発見される状況がある。 ・戦後72年が経過していることから、収骨・未収骨の状況を把握している者の数が少なく、また、調査協力者も高齢であるため、聞き取った収骨・未収骨情報があいまいであったり、不正確であったりする場合がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

- ・遺骨収集を行っている団体やボランティア等とヒアリングを行う機会を多く持ち、更に詳細な情報(地域でまだ未収骨に関する情報を持っている人から証言を聞き出す等)を収集する。また、地域住民や市町村からも情報収集する。
- ・既に収骨が終了したと思われる箇所から新たな遺骨が発見されたり、また、不正確な収骨・未収骨情報が存在することから、遺骨収集情報センターと連携を図りながら情報収集に取り組んでいく。
- ・これまで遺骨収集ボランティアとして活動されていた方々が高齢化のため引退されていることから、今後は遺骨収集活動を行う学生ボランティアなど若い世代へその取り組みが引き継がれるよう支援を行う。